

令和2年6月25日招集

## 第6回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和2年第6回狭山市農業委員会総会

---

令和2年6月25日(木曜日) 開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動について
  - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告・協議事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) 狭山都市計画生産緑地地区の幹旋及び区域の変更について
  - (3) その他
- 5 閉会 午後3時00分

---

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

---

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二 主任 橋本邦彦

---

事務局 定時になりましたので、これより第6回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 申請地位置図、公図、土地利用計画図

席上に配付しました、

- ・資料3 農地法第3条、4条、5条の規定による届出について
- ・資料4 生産緑地地区のあっせん及び区域の変更について
- ・資料5 事務事業評価における、令和元年度活動点検・評価及び令和2年度活動計画について
- ・資料6 令和2年度 追跡調査日程表（案）について

となります。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第6回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願います。

#### 議 事

議 長 只今から、第6回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号11番 荒井委員と12番 浅見委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動について」を議題とします。

尚、先月に引き続き、農地利用最適化推進委員の総会での活動報告は求めませんが、事務局に報告がされていますので、事務局からの報告を求めます。

事務局 まず、入間川地区ですが、利用集積の件で地権者と話をしました。

入曽地区につきましては、草の管理不行き届きの地権者の農地を確認しました。

事務局 堀兼地区につきましては、山下推進員が2件、23.4aの土地について農地集積・集約化活動を行いました。  
小澤推進委員、渡邊推進委員につきましては、遊休農地発生防止・解消活動として地区内を巡回しました。  
奥富地区につきましては、遊休農地発生防止・解消活動として地域内の巡回を行いました。  
柏原地区につきましては、地域内の見回りを行いました。  
水富地区につきましては、貸し手と借り手、両家に印鑑をいただきに伺いました。

議長 報告が終わりました。質疑はございますか。  
(質疑なし)

無い様ですので、各推進委員の活動は承認いただきました。  
来月には農地利用状況調査が始まりますが、農業委員の方々も推進委員に協力いただき、なるべく早くに終了したいと思いますので、宜しくお願いいたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の審査報告を求めますが、本件は議案第3号農地法第5条の規定による許可申請のうち、整理番号4番の案件と密接な関係にあることから、併せて報告願います。

古谷委員 議案番号2整理番号1と、農地法第5条の整理番号4番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下広瀬字西原599の1、600の1、600の3、地目は畑、地積は合計1,836㎡、です。

599の1と、600の3の農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり ガス管 あり
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。

600の1の農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ  
上水道 なし 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。

古谷委員 また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、駐車場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条の1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 審査報告が終わりました。  
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

事務局からは何かありますか。

事務局 1種の農地で駐車場ができるのか疑問の方がいらっしゃると思うので、それについてご説明したいと思います。農地法の施行規則の36条の中で、1種以外の農地で一体利用での事業計画を行った場合、1種の農地が3分の1を超えない範囲であれば、可能とするというのがございます。今回の場合は4条申請の1,217㎡と5条申請の64㎡が3種農地、555㎡が1種農地ということで、1種農地の全体の割合が3分の1を超えないので、農地法の施行規則の36条に該当します。

議長 質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、当該2案件を許可相当とし、県に提出します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の審査報告を求めます。

小野田委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字宅地裏847番の1他1筆、地目は畑、地積は合計415㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ

小野田委員 ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

・ インフラの整備が進んでいる はい

上水道 あり 下水道 なし ガス管 なし

・ 駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。申請者は、所沢市に居住する個人です。

転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

・ 必要性は 適

・ 緊急性は 適

・ 周辺農地への影響は なし

・ 代替性は 適

・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 審査報告が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の審査報告を求めます。

宮岡委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字的場374番の17他1筆、地目は畑、地積は合計300㎡です。

農地区分につきましては、

・ 10ha以上の集団性がある いいえ

・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

・ インフラの整備が進んでいる いいえ

上水道 なし 下水道 なし ガス管 なし

・ 駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

宮岡委員 (理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 審査報告が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の審査報告を求めます。

久保田委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字御所の内2428番の10、地目は畑、地積は合計300㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり 下水道 あり
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。

久保田委員 以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 審査報告が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

整理番号4番につきましては、先ほど意思決定がされておりますので、整理番号5番について、担当委員の審査報告を求めます。

古谷委員 議案番号3整理番号5について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上広瀬字上ノ原1305番の1、地目は畑、地積は合計622㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり ガス管 あり
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、資材置場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されておりますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 審査報告が終わりました。

当該地が、都市計画法の笹井柏原線にかかったとご説明いただきましたが、今までの資材置場の用地と、その用地が都市計画道路にかかった部分について、事務局に説明をお願いします。

事務局 公図をご覧ください。道路と申請地との間に1305-3という土地があり、ここが道路用地としてすでに買収されています。現状ここは碎石が敷かれ道路様になっており農地には見えず、よって今回の申し出地につきましては道路に接していると捉えています。

議長 質疑を受け付けます。  
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

整理番号6番について、担当委員の審査報告を求めますが、本件は次の整理番号7番の案件と密接な関係にあることから、併せて報告願います。

浅見委員 議案番号3整理番号6・7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字根岸字田木前666番の1、地目は畑、地積は合計1,265㎡、667番の3は、地目は畑、地積は合計926㎡です。

農地区分につきましては、

・ 駅、インターチェンジから300m以内である はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、さいたま市に運送の事業を行っている法人です。転用目的は、駐車場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 審査報告が終わりました。運営委員会にて整理番号7番につきましては、成年後見人の指定がされているという報告がありました。そのような土地について賃貸借権設定をすることについて、何か問題があるのかどうか事務局よりご説明いただきたいと思えます。

事務局 議案書には、土地所有者と事業計画者という記載がされておりますが、申請が出されている土地所有者は、成年後見人がついております。またその土地につきまして、現地は荒地になっておりましたので、申請人には、すぐに是正をするように指導し、一昨日改善されました。肥培管理されていない農地、手続きを取らず

- 事務局 建物に建物が建っている土地の転用をする場合に当たっては是正後、もしくは撤去後に申請するよう指導しています。
- 議長 質疑を受け付けます。  
(質疑なし)  
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。  
以上で、今月の議題はすべて終了いたしました。  
次に、協議・報告事項に移ります。農地法第3、4、5条の届出状況について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 農地法第3条の3の規定による届出は、相続による届け出が1件、2筆、地目：畑、12, 123㎡の届出がありました。  
次に、農地法第4条の届出につきましては、駐車場敷地として1件、事務所敷地として1件、住宅敷地として2件、合計5筆、4件の届出あり、地目：畑、1, 310㎡の届出がありました。
- 議長 生産緑地地区のあっせん及び区域の変更について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 都市計画課より別紙の提出がありましたので、情報・ご意見等ございましたら、今月末までに、事務局までご一報ください。
- 議長 事務事業評価における、令和元年度活動点検・評価及び令和2年度活動計画について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 毎年、前年度の活動評価と当該年度の活動計画について確認いただいております。最終的にはホームページに掲載します。情報・ご意見等ございましたら、今月末までに、事務局までご一報ください。
- 議長 令和2年度 追跡調査日程表(案)について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 今年度は新型コロナの影響を考慮し、農業委員、推進委員、事務局の3名で確認しようと思います。また、日程につきましては公用車の都合がありますので、予定等で参加できない日に当たってしまった場合は、他の地区と調整いただきたく、お願いいたします。
- 議長 その他として、委員から何かありますか。

事務局からは何かありますか。無いようですので、これをもちまして、第6回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。